

北海道地方独立行政法人評価委員会について

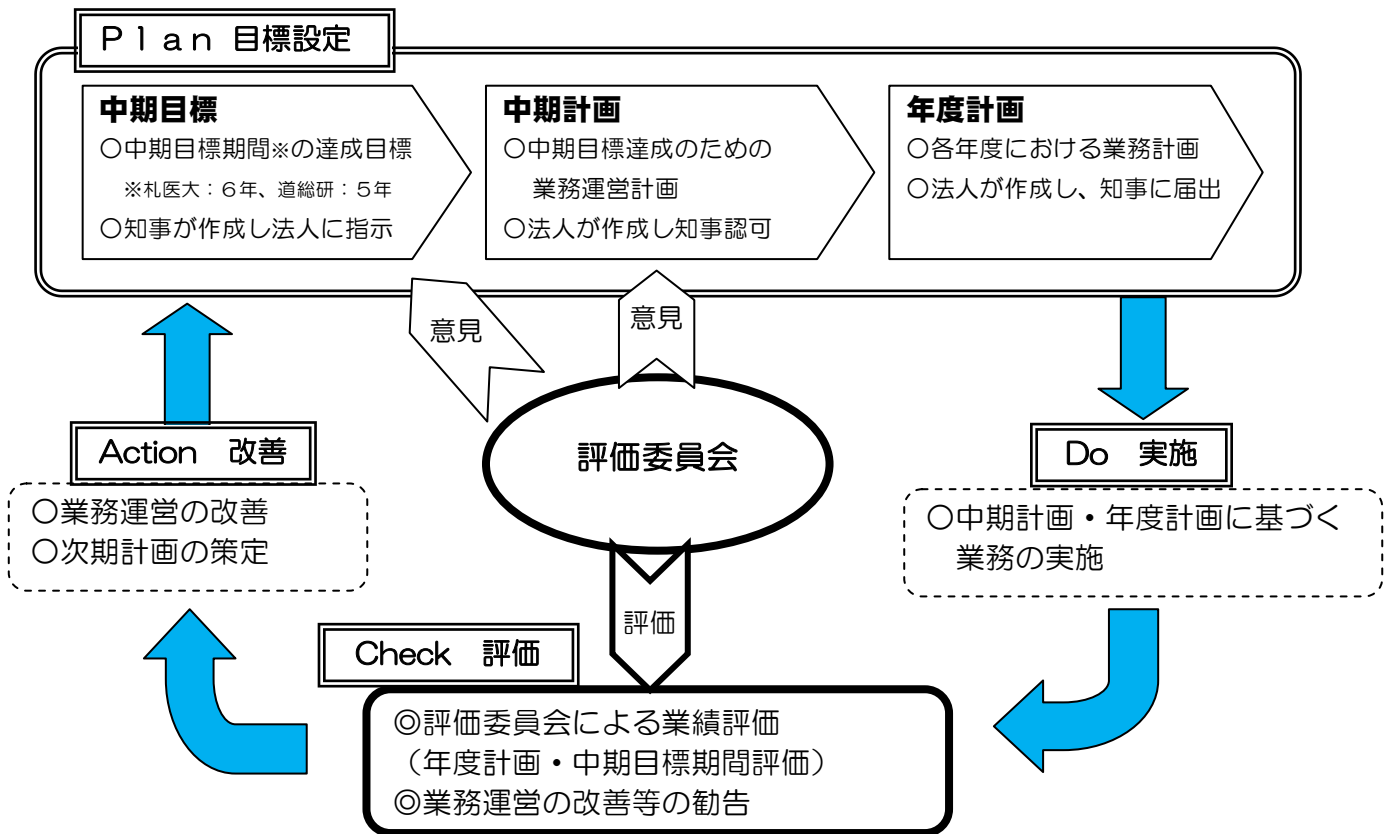
1 評価委員会の主な役割

- 評価委員会は中期目標の作成や中期計画の認可に際しての意見提示、法人の業務実績についての評価を行うほか、評価結果を踏まえ必要に応じて業務運営の改善勧告を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を担っている。

【参考：地方独立行政法人の目標・評価制度の概要】

「目標設定→実施→評価→改善」のPDCAサイクル

- P：知事は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を指示する。
法人は、指示された中期目標に基づき、目標を達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成する。
- D：法人は、中期計画・年度計画に基づき業務を実施する。
- C：評価委員会は、各年度及び中期目標期間の業務実績を評価する。
- A：法人は、評価結果を業務の運営の改善・次期計画の策定に反映する。



2 評価委員会のその他の業務

- 上記のほか、地方独立行政法人法で規定されている評価委員会の主な業務。
- ・知事による財務諸表の承認の際の意見
 - ・中期計画で定める剰余金の使途に剰余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見
※毎年度決算（総利益計上時）において、「目的積立金」として知事が承認。
 - ・積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見
※中期目標期間最終年度決算において、「前中期目標期間繰越積立金」として知事が承認。
 - ・出資等に係る不要財産の納付等に当たって知事が認可する際の意見